令和6年度交付決定分のふくしま産業復興雇用支援事業事務委託(令和6年度から令和9年度) 公募型プロポーザル募集要領等に関する質問に対する回答

福島県商工労働部雇用労政課

No.	該当ページ	質問事項	内容	回答
1	業務仕様書	『3 活動拠点』	原状回復工事等を実施する場合、委託期間	県との協議により、業務の履行に遅滞が生じ
	P1		の途中で活動拠点を移転しても問題ない	ないよう必要な措置を講じたうえで、事業費
			か。	の範囲内であれば問題ない。
2	業務仕様書	『5 委託業務の範囲	『調査依頼文の印刷費・郵送費及び発送用	お見込みのとおり。
	P5	(2) 運営業務	封筒印刷費等については、受託者が負担す	
		エ 助成金の給付を終了した	る。』と記載あるが、契約額の範囲内であれ	
		事業所に対するアンケート調	ば、事業費としてご請求が可能な経費とい	
		査及びデータのとりまとめ	う理解で問題ないか。	
		(ウ)』		
3	業務仕様書	『7 契約に関する条件等	『受託者は、委託業務に係る契約終了後、	委託業務に係る契約終了後、県と他者におい
	P5	(1) 本事業の引き継ぎ』	他者に業務の引継ぎを行う必要が生じた場	て類似の契約を新たに締結する場合、原則と
			合には、対象事業所の利便性を損なわない	して他者に対する業務指示等は仕様書及び県
			よう必要な措置を講じ、円滑な引き継ぎに	と他者との協議により行う。
			努めること。』と記載あるが、具体的にどの	ただし、その他やむを得ず受託者から他者へ
			様な引き継ぎが想定されるかお示し頂きた	の引継ぎを要するものが生じた場合、引継ぎ
			い。また、契約終了後でもあることから引	を求める可能性があり、その場合の引継ぎ時
			き継ぎ時の人件費・経費の取扱いについて	の経費等の取扱については、県と受託者にお
			もお示し頂きたい。	いて別途協議の上決定する。

No.	該当ページ	質問事項	内 容	回 答
4	業務仕様書	『10 その他	『本件委託業務により得られた成果は、開	履行期間後は、委託業務により得られた成果を
	P7	(2) 留意事項	発したシステムを含め、原則として県に帰	すべて県に引き継ぐことになるが、引継ぎの具
		アの帰属』	属するものとする。』と記載あるが、契約終	体的な時期、方法、経費負担等については、受
			了時の引き渡し時期や方法についての協議	託者と協議の上決定する。
			時期を具体的にお示し頂きたい。	
			また、引き渡しに要する人件費・経費につ	
			いて、事業費としてご請求が可能な経費と	
			いう理解で問題ないか。	
5	業務仕様書	『ふくしま産業復興雇用支援	『最終年度は事業の期間最終日までに審査	お見込みのとおり。
	別紙 2	助成金(令和6年度交付決定	を終了した事業所に対して「決定通知書」	
		分) の支払計画について』	を発送するものとする。』と記載あるが、発	
			送対象は、事業の期間最終日までに「決定	
			通知書」の発送準備が完了した事業所とす	
			る認識で問題ないか。	